

議案第 2 号

専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認
を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を緊急に改正する必要が生じ専決処分したので、その承認を求めるものです。

白井市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決

白井市長 笠 井 喜 久 雄

白井市条例第 1 8 号

白井市税条例の一部を改正する条例

白井市税条例（昭和 4 0 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 2 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が、0．1 2 5 リットル以下かつ
最高出力が 4．0 キロワット以下のもの 年額 2，0 0 0
円

第 8 9 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 8 2 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 9 0 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運

転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第１０条の３第１３項を同条第１４項とし、同条第１２項の次に次の１項を加える。

１３ 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の白井市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条 新条例第８２条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の

例による。

議案第2号資料

○白井市税条例（昭和40年条例第2号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	(略)
(種別割の税率)	(種別割の税率)
第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。	第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 原動機付自転車	(1) 原動機付自転車
ア 総排気量が、0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u> ） 年額 2,000円	ア 総排気量が、0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ <u>エ</u> ）に掲げるものを除く。） 年額 2,000円
イ 2輪のもので、総排気量が、0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの（ <u>ウに掲げるものを除く。</u> ）又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	イ 2輪のもので、総排気量が、0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は 定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
<u>ウ 2輪のもので、総排気量が、0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u>	(新設)
<u>エ 2輪のもので、総排気量が、0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u>	<u>ウ 2輪のもので、総排気量が、0.09リットルを超えるもの又は</u> <u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u>
オ (略)	エ (略)
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(略)	(略)
(種別割の減免)	(種別割の減免)
第89条 (略)	第89条 (略)
2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 原動機の総排気量又は定格出力（ <u>第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力</u> ）	(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____ _____
(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)
(略)	(略)
(身体障害者等に対する種別割の減免)	(身体障害者等に対する種別割の減免)
第90条 (略)	第90条 (略)
2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉	2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) （略） (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) （略） 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4 （略） 5 （略） （略） 附 則 （略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 （略） 2～12 （略） 13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。 14 （略） （略）	に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示 _____ _____ _____ ____するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) （略） (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び _____ _____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) （略） （新設） 3 （略） 4 （略） （略） 附 則 （略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3 （略） 2～12 （略） （新設） 13 （略） （略）
---	--